

子ども・子育て支援新制度の概要

宮城県子ども・子育て会議

平成25年11月8日

【目次】

- 1 新制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 県子ども・子育て支援事業支援計画の作成・・・6
- 3 子ども・子育て会議・・・・・・・・・・・・・・・・13

1 新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した『子ども・子育て関連3法』に基づく制度

- ▶ 子ども・子育て支援法
- ▶ 認定こども園法の一部改正法
- ▶ 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

■ 目的

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供
- 子育ての相談や一時預かりなど地域の子育ての充実
- 保育の受け入れ人数増による待機児童の解消
- 子どもが減少傾向にある地域の保育支援

■ 主な取組

□ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供

- ▶ 設置手続きの簡素化や財政支援充実・強化により、幼児期の学校教育・保育，地域での子育て支援を総合的に提供する『認定こども園』の普及

□ 子育ての相談や一時預かりなど地域の子育ての充実

- ▶ 親子が交流できる拠点の設置や放課後児童クラブの対象拡大など，地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

□ 保育の受け入れ人数増による待機児童の解消

- ▶ 地域のニーズを踏まえた認定こども園や保育所などの計画的整備
- ▶ 少人数の子どもを預かる家庭的保育や小規模保育など，多様な保育の充実による受け入れ人数の増

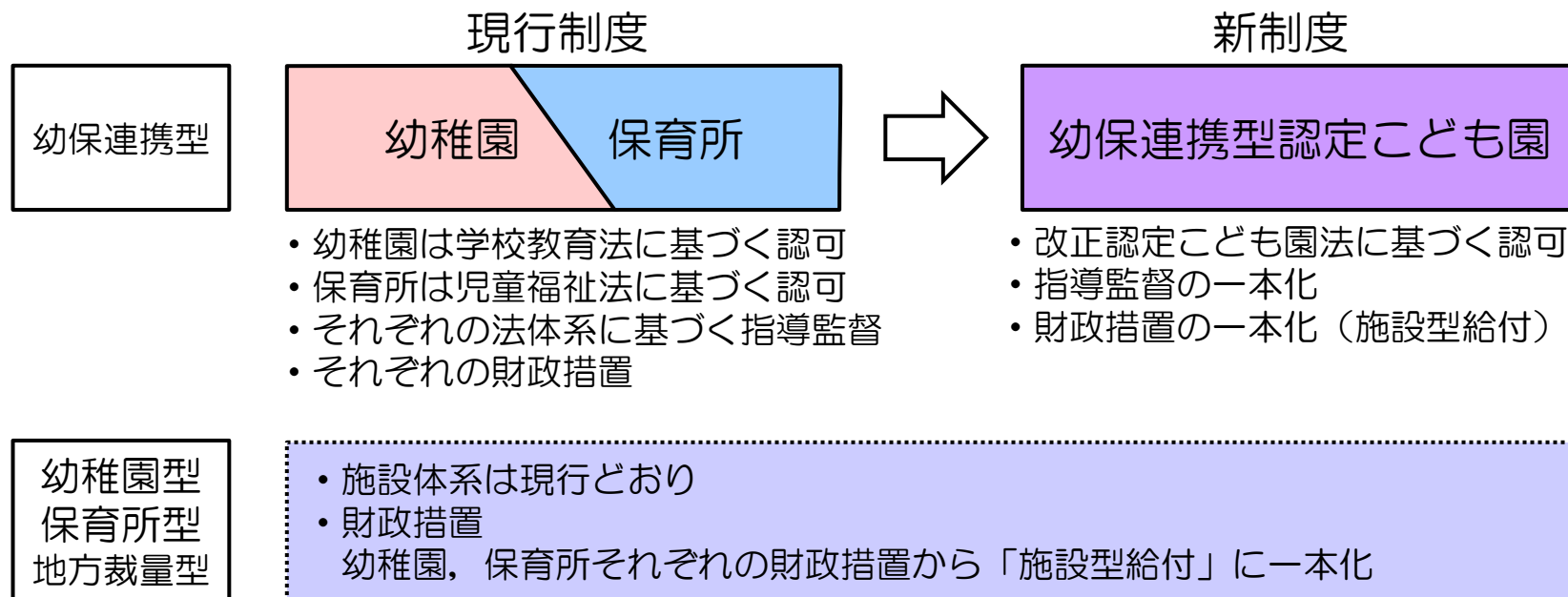
□ 子どもが減少傾向にある地域の保育支援

- ▶ 少人数の保育施設などへの安定的な運営支援による地域での保育機能の確保
- ▶ 小規模保育等施設への放課後児童クラブ，地域子育て支援拠点施設等の併設による地域の多様なニーズへの対応

■ 主な制度の創設・改善

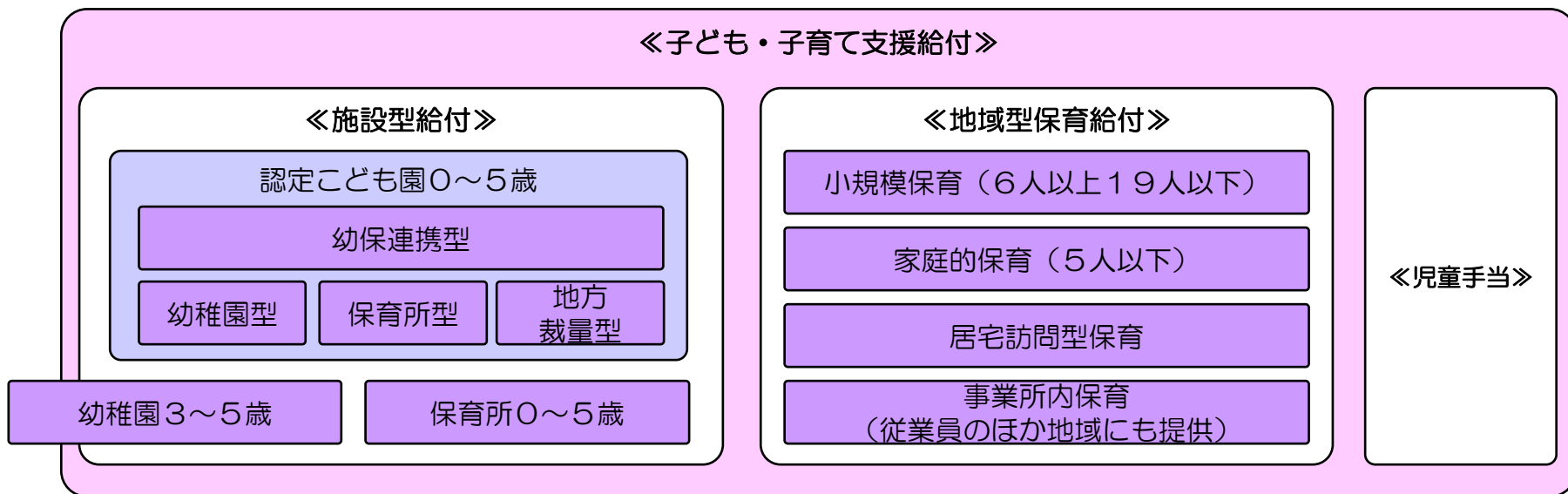
□ 認定こども園制度の改善

- ▶ 新たな幼保連携型認定こども園の創設
- ▶ 許可・指導権限を一本化し，許可権限を大都市に移譲



□新たな給付の創設

- 施設型給付（認定こども園，幼稚園，保育所）の創設
- 地域型保育給付（小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育）の創設



□地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

※対象事業範囲は法定

- 利用者支援
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業その他要支援児童，要保護児童等の支援に資する事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て短期支援事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2 県子ども・子育て支援事業支援計画の作成

県子ども・子育て支援事業支援計画とは，5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画

- 県は，広域性と専門性を有する立場から，実施主体たる市町村を支援
- 県計画は，市町村が作成する「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて作成

■子ども・子育て支援事業支援計画の主な記載事項

- 区域の設定
- 区域毎，年度毎の幼児期の学校教育・保育の量の見込み，実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項，その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

□区域の設定

- ▶ 「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定

※地域の実情に応じて、認定区分毎の設定も可

《例》

	区 域		市町村
	全区域		全市町村
1号（3～5歳：教育のみ）	全区域		全市町村
2号（3～5歳：保育の必要性あり）	〇〇区域	〇市〇町〇村	〇〇市, 〇〇市, 〇〇〇市, 〇〇町, 〇〇町, 〇〇村・・・
	△△区域	△市△町	△△市, △△△市, △△町, △△△町, △△町, △△町・・・
	□□区域	□市□町	□□市, □□□市, □□町, □□□町, □□町, □□町・・・
3号（0～2歳：保育の必要性あり）	〇〇区域	〇市〇町〇村	〇〇市, 〇〇市, 〇〇〇市, 〇〇町, 〇〇町, 〇〇村・・・
	△△区域	△市△町	△△市, △△△市, △△町, △△△町, △△町, △△町・・・
	□□区域	□市□町	□□市, □□□市, □□町, □□□町, □□町, □□町・・・

□区域毎，年度毎の幼児期の学校教育・保育の量の見込み，実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 基本的に市町村計画の積み上げ
- 各市町村で需給の均衡を図り，場合によっては市町村間で調整
- 市町村で調整がつかない場合は県で広域調整
- 県は，設定した区域毎に「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める。
- 区域毎に定めた「量の見込み」に対応する「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定める。
- 「待機児童解消加速化プラン」（平成25年4月19日内閣総理大臣公表）において目標年次としている平成29年度末までに需給ギャップを解消する。

《例》

〇〇区域

			平成27年度			平成31年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号
①	必要利用定員総数（量の見込み）							
②	提供体制 (確保内容)	教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)						
		地域型保育事業 (小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業)						
②-①								

5年間

＜認可・認定に係る需給調整の考え方＞

- 認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は、認可・認定する。
- ただし、認定区分毎に設置する区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになる場合は需給調整を行う。
- 需給調整の詳細については、国の子ども・子育て会議で審議中

□ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 幼保連携型認定こども園の設置数，設置時期
- 幼保連携型認定こども園の普及に係る考え方
- 質の高い幼児期の学校教育・保育，地域の子育て支援の役割及び推進方策
- 幼児教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- 保幼小連携，0～2歳に係る取組と，3～5歳に係る取組の連携

□ 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

- 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保・質の向上のために講ずる研修等の具体的方策
- 国が講じる保育教諭の促進に係る方策（幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進）、潜在保育士の活用方策等

3 子ども・子育て会議

子ども・子育て会議とは、県子ども・子育て支援事業支援計画を策定又は変更する際の意見聴取機関として、子ども・子育て支援法第77条第4項の規定に基づき設置するもの。

■具体的な審議事項

- 区域の設定
- 市町村が調査する教育・保育・子育て支援のニーズの把握、提供体制（整備計画）
- 広域利用の希望により、需要と供給が均衡しない市町村の広域調整（市町村間での協議、調整が整わない場合）
など